

オリオンホテル宴会約款

第1条 適用範囲

オリオンホテル那覇(以下『ホテル』と称します)では、ご宴会・催し物及び(以下『宴会等』と称します)に伴うレストラン及び宴会場等(以下『宴会場等』と称します)のご利用に関しまして、次の通り定めておりますので、予めご了承くださいませようお願い申し上げます。

この規約に定めのない事項につきましては、法令または、一般的に確立された慣習によるものとさせていただきます。

第2条 宴会等の申込み

当ホテルに宴会等のお申込みを頂く場合は、直接ご来館頂くか、お電話等にて次の事項をお申し出頂きます。

ご利用日・宴席名・主催者名・申込者名・ご連絡先・人数・ご利用内容及び、当ホテルが必要と認める事項について確認させていただきます。ただし、ご利用内容によっては、お申し込みをお断りする場合がありますのでご了承ください。

第3条 契約の成立

宴会契約は、当ホテルが前項の申し込みを承諾した時に成立するものとします。契約が成立した場合、予約金を申し受ける場合がございますので、ご了承ください。

第4条 宴会時間と追加室料

宴会等のご利用開始から終了までのご契約時間(以下『宴会時間』と称します)は所定の室料をお支払頂いておりますが、この宴会時間を超過した場合は追加室料を頂戴いたします。但し、契約時間の超過に応じられない場合もございますので、あらかじめご了承ください。

第5条 有料人数の確認

料理等を用意する人数(以下『有料人数』と称します)を宴会等の開催日の1ヵ月前の正午までに、ホテルの担当係員にご通知ください。それ以降は全て手配が完了いたしておりますので、宴会等の開催

日に出席されたお客様の人数が有料人数よりも減少した場合でも有料人数分の料金を頂戴いたします。

第6条 ご予約金

宴会等をご予約いただいた時点で、ご予約金をお支払いただく場合もございます。ご予約金の金額は宴会見積り総額に基づきホテルより提示させていただきます。お預かりしたご予約金は、宴会終了時にご精算させていただきます。

第7条 前払金

ホテルから提示いたしました宴会見積り総額と、既にお支払くださった予約金との差額分については、原則として宴会等のご利用予定日7日前あるいは、契約に定められた期日までに現金または銀行振り込みでお支払ください。（お振込み手数料は、お客様ご負担をお願いします）

第8条 お支払い

宴会等に関わるすべての費用(予約金、前払金と実際のご利用金との過不足)は、原則として当日の宴会終了後、現金でお支払ください。なお、後日のご精算をご希望される場合は、あらかじめホテルの担当係員にお申し出いただき、宴会開催日から30日以内に現金又は銀行振り込みでお支払ください。（お振込み手数料は、お客様ご負担をお願いします）

第9条 取消料

お客様のご都合により既にご契約を頂いている宴会等をお取消し、及び期日を変更される場合には、下記の通り取消料及び変更料を頂戴いたします。

宴会等ご利用日の 取消料・変更料

○8日前から31日前まで

変更・取消：宴会等見積額の30%(サービス料/消費税を除く)（変更は実費諸経費先による）

○前日より7日前まで

変更・取消：宴会等見積額の50%(サービス料/消費税を除く)（変更は実費諸経費先による）

○当日

変更・取消：宴会等見積額の100%(サービス料/消費税を除く) (変更は実費諸経費先による)

(注)実費諸経費とは、当該宴会等の企画や準備に携わった外部委託会社が負担した一切の費用を指します。

*料理料金が未定の場合は5,000円を基準とし、人数が未定の場合はお申込み時の(予定人数)で計算させていただきます。

第10条 設営、装飾、余興の手配について

ご宴会等に関する設営、装飾、装花、音響、照明、映像、記念品、その他につきましては、当ホテルの指定の取り扱い会社をご利用ください。お客様の都合で当ホテル指定取扱会社以外の取扱会社をご利用になる場合は、宴会等を円滑に行うため事前にホテルの了解を得たうえでお手配くださいますようお願い申し上げます。お客様が直接依頼された取扱会社が行う宴会等に関する設営、装飾、装花、音響、照明、映像、記念品、その他の機器及び材料等の搬入・搬出・設置方法・設置場所につきましては、当ホテルの美観・安全・動線等を考慮した一定のルールにしたがって行って頂きます。

第11条 損害賠償

お客様(お客様側の全ての関係者)あるいはお客様が直接依頼された業者の方々が、万が一ホテルの施設・什器備品等を破損した場合は、お客様あるいはお客様が直接依頼された取扱会社、関係者の方に、速やかに修理していただくか、損害賠償金をご負担頂きます。

第12条 当ホテルの契約解除権

1.当ホテルは、次に掲げる場合においては、お申し込みをお断りするか、宴会のご契約を解除することがあります。

(1)宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。

(2)お客様自身が次の(イ)から(ハ)に該当すると認められるとき。

(イ)暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力

(ロ)暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき

(ハ)法人でその役員のうち暴力団員に該当する者があるもの

(3) ご利用ゲストが他のご利用ゲストに著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。

(4) ご利用ゲストが伝染病者であると明らかに認められるとき。

(5) ご利用しようとする者が施設もしくは施設職員（従業員）に対し、暴力、脅迫、恐喝、威圧的な不当要求を行い、あるいは、合理的範囲を超える負担を要求したとき、またはかつて同様な行為を行ったと認められるとき。また、他の利用客及び従業員に対するストーキング行為、セクシャルハラスメント及び当施設内における宗教活動、営業行為、その他当施設の目的に反する行為があったとき。

(6) 天災等不可抗力に起因する事由により、ご利用をさせることができないとき。

なお、上記の場合の解約につきましては、解約にともなう損害賠償など金銭のお支払いはいたしかねますので、ご了承ください。ただし申込金はお返しいたします。

2.当ホテルが前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がまだ提供を受けていない宿泊サービス

ス等の料金はいただきません。

第 13 条 禁止事項

次に掲げる各項目につきましては禁止事項になっておりますのでご遠慮くださるようお願い申し上げます。

① 大音響を発する物の持ち込み

② 宴会等の終了後に車両を運転される方の飲酒

③ 補助動物以外の犬、猫、小鳥その他愛玩動物、家畜等の持ち込み

④ 発火又は引火性の品物の持ち込み

⑤ 悪臭を発する物の持ち込み

⑥ とばく等風紀を乱す行為又は他のお客様に迷惑になるような言動

⑦ 備品等の移動、破損・汚損

⑧ ご予約内容以外のご利用

⑨館内備品の持ち出し

⑩管理が困難、もしくは営業に差支えが発生する恐れのあるお持ち込み物の預かり依頼

⑪その他法令で禁じられている行為

第14条 免責事項

ホテル施設使用に際し、主催者お持ち込の備品、商品、その他の物品の破損、又は盗難に対しては、主催者の責任のもとに管理することとし、ホテル側は一切責任を負いかねますので、予めご承知おきください。また、以下に定める理由に該当することがあった場合につきましては、お客様、当ホテル双方とも免責とさせていただきます。

①天変地異、火災、戦争、紛争、その他お客様及び当ホテルのいずれの責に帰することのできない事由により本会場の全部又は一部が滅失若しくは毀損するなど、本宴会の履行が不可能若しくは困難になったとき。

②法令又は法令に基づく公民力の行使、若しくは関係省庁の指導等による本会場の収用、取り払い、使用禁止等の事由が発生する等、お客様及び当ホテルのいずれの責に帰することのできない事由により本宴会等の履行が不可能若しくは著しく困難になったとき。

第15条 お荷物のお預かり

クロークにて宴会等にご出席なさるお客様のお荷物を預かりさせて頂くサービスを行っておりますが、現金、貴重品等の高価品、管理が困難な物品のお預かりはお断りさせて頂いております。万が一、宴会等におきまして事故・盗難等が発生した場合、当ホテルといたしましては一切責任を負いかねますので、十分にご注意いただくようお願いいたします。

令和5年11月現在

オリオンホテル那覇

沖縄県那覇市安里1-2-21

電話 098-866-5533(代)